



家電リサイクル法について

[家電リサイクル券システムに関するお問い合わせ先]
一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター
☎ 0120-319-640
〈ホームページ〉<http://www.rkc.aeha.or.jp/>

家電リサイクル法に基づき、下記の機器は家電小売店が回収し、家電メーカーがリサイクルします。

対象品目	テレビ	洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫・冷凍庫	エアコン
リサイクル料金	[15インチ以下] 1,836円 [16インチ以上] 2,916円	2,484円	[170ℓ以下] 3,672円 [171ℓ以上] 4,644円	972円

(注)リサイクル料金は、メーカーによって異なる場合があります。また、金額が変更になる場合がございますのでご了承ください。

家電リサイクル品目の処分方法と料金

排出者(消費者)が
支払う金額

再商品化にかかる費用
(リサイクル料金)

収集・運搬にかかる費用
(収集・運搬料金)

排出者(消費者)リサイクル料金と収集・運搬料金を負担

家電小売店

- 過去に販売したもの
 - 買換えの際に引取りを求められたもの
 - 引取義務のないものであっても家電リサイクル加盟店に依頼
- 収集・運搬料金とリサイクル料金が別途かかります

郵便局

最寄りの郵便局で家電リサイクル券により、リサイクル料金を支払ってから、東白クリーンセンターに持参する。

東白クリーンセンター

東白クリーンセンターが定める
収集・運搬にかかる費用
[収集・運搬料金] 1,740円



パソコンの処分

[お問い合わせ先]
一般社団法人 パソコン3R推進協会 TEL 03-5282-7685
受付時間/9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
〈ホームページ〉<http://www.pc3r.jp/>

家庭で不用になったパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、メーカー等によるリサイクルが行われているため、**クリーンセンター**で受入れできるものと受入れできないものがあります。

対象品目



ノートパソコン



デスクトップパソコン
(本体)



液晶ディスプレイ及び
液晶ディスプレイ一体型パソコン



CRTディスプレイ及び
CRTディスプレイ一体型パソコン



搬入できるもの

- ディスプレイ、モニターのみ受入れできます。
- ※本体や一体型パソコンは受入れできません。



CRTディスプレイ



液晶ディスプレイ

ご注意ください

- 1 家電リサイクル該当品目は、壊さないでください。
- 2 家電リサイクル品目は処理の方法が決められています。壊して集積所に出した場合は収集しません。